

青森市自動車による食品の移動営業に関する取扱要領

(目的)

第1条

この要領は、自動車に営業施設を設けて食品の販売又は調理等を行う形態の営業について、必要な取扱方針を定めることによって食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(対象)

第2条

この要領は、法により許可業種とされている魚介類販売業、飲食店営業及び食肉処理業、並びに法による営業届出業種のうち、自動車（道路運送車両法施行規則別表第1に定める普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうちで二輪自動車以外のものをいう。以下同じ。）に営業施設を設けて、出店予定地を巡回営業する形態のものを対象とする。

(取扱方針)

第3条

自動車を利用した移動営業のうち、魚介類販売業については、固定店舗を主たる対象として設けられた青森県食品衛生法施行条例（平成12年3月24日青森県条例第18号。以下「県条例」という。）第3条第1項の施設基準を適用することは、実状に合わない点があるので、その営業形態の特殊性を考慮して、県条例第3条第2項の規定を適用し、青森県の自動車による食品の移動営業に関する取扱要領（以下「県取扱要領」とする。）第5のとおりとする。

また、営業許可の条件は、第6条第2項の（1）とし、営業場所の極端な制限を行う等公衆衛生の見地を逸脱するような条件を付してはならない。

飲食店営業における各給水・廃水タンクの容量で実施可能な営業内容は、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）の第1の2イ（2）（ii）のとおりとする。

(管理運営基準について)

第4条

公衆衛生上必要な措置の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第66条の2（別表第17及び第18）の規定を適用する。

(営業施設の基準について)

第5条

魚介類販売業の営業施設の基準は、県条例第3条第2項の規定に基づく県取扱要領第5のとおりとする。

(営業許可等手続きについて)

第6条

1 営業許可申請

- (1) 営業許可申請は、原則として、営業車の属する主たる固定施設の営業所又はこれに代わる当該営業車を管理する事務所等(以下「営業所等」という。)の所在地を管轄する保健所長に対して行わなければならない。
- (2) 県外に営業所等を有する者が行う営業許可申請は、原則として、県内での主たる営業地を管轄する保健所長に対して行わなければならない。
- (3) 営業車は、1台ごとに、かつ、業種ごとに申請しなければならない。
- (4) 営業許可申請手数料は、青森市手数料条例(平成17年青森市条例第82号)第2条別表4に掲げる手数料額とする。
- (5) 青森市食品衛生法施行細則(平成18年青森市規則第110号。以下「細則」という。)第5条の規定に基づき保健所長が定める営業許可申請書・届出書(新規・継続)、地位承継届、営業許可申請書・営業届(変更)、営業許可申請書・営業届(廃業)の「施設の所在地」欄には、前記(1)及び(2)の営業所等の所在地又は県内での主たる営業地を記載させること。
また、申請者は、営業許可申請書に次の事項を記載しなければならない。
 - ア 営業車の保管場所
 - イ 取扱食品の仕込み場所
 - ウ 営業を行う場所
 - エ 計画処理頭数(食肉処理業に限る。)
- (6) 申請者は、営業許可申請書のほかに自動車検査証の写し及び仕込み場所の営業許可証の写し(法第55条の許可を受けた施設での仕込みを行う場合に限る。)を提出しなければならない。
- (7) 営業許可継続の際の営業許可申請先は、前記(1)及び(2)と同様とする。

2 営業許可等

- (1) 営業許可は、法第55条第3項の規定に基づき6年の有効期間を付し、その他業種ごとに条件を付すること。
魚介類販売業においては、車内での調理行為は行わず、取り扱う生食用の魚介類は未包装のものは取り扱わないこと。
- (2) 営業許可証の営業の種類欄には、業種の後に「(移動営業車)」と朱書きすること。

- (3) 営業許可証の営業場所の欄には「青森県内一円」と記載し、そのあとに自動車登録番号を記載すること。
- (4) 営業許可証の営業条件又は取扱食品条件の欄には、給水タンク容量及び廃水タンクの容量を記載すること。
- (5) 営業許可を受けた者は、営業中常に営業許可証を営業車内の見易い場所に掲示しておくようにしなければならない。

3 営業届出

- (1) 営業届出は、原則として、営業所等の所在地を管轄する保健所長に対して行わなければならない。
- (2) 県外に営業所等を有する者が行う営業届出は、原則として、県内での主たる営業地を管轄する保健所長に対して行わなければならない。
- (3) 営業車は、1台ごとに、届出しなければならない。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出するものとする。
- (4) 細則第5条の規定に基づき保健所長が定める営業許可申請書・届出書(新規・継続)、地位承継届、営業許可申請書・営業届(変更)、営業許可申請書・営業届(廃業)の「施設の所在地」欄には、前記(1)及び(2)の営業所等の所在地又は県内での主たる営業地を記載させること。

また、届出者は、営業届出書に次の事項を記載しなければならない。

ア 営業車の保管場所

イ 営業を行う場所

4 許可(届出) 営業者の地位の承継、申請(届出) 事項の変更及び廃業の届出

法第56条の規定に基づく許可営業者又は第57条の規定に基づく届出営業者の地位の承継、規則第71条の規定に基づく申請事項又は届出事項の変更の届出及び規則第71条の2の規定に基づく廃業の届出は、許可した又は届出を受けた保健所長に対して行わなければならない。

(監視指導について)

第7条

営業車は、機動性を有するため営業の範囲が広域にわたるので、関係保健所(県内各保健所及び八戸市保健所を含む。)との連絡を密にして、営業車の移動経路、営業を行う場所、食品の積込場所、仕入先及び営業所等の実態を把握し、監視指導を行うこと。

(行政処分について)

第8条

複数の保健所の管轄区域（青森市以外を含む。）にわたって営業を行う者に対する行政処分は、次により行うこととする。

- (1) 営業の禁停止及び施設の改善命令は、原則として、許可した又は届出を受けた保健所長が行うこと。
- (2) 前記(1)以外の不良食品等の廃棄その他の必要な措置は、現に食品衛生監視員に監視を行わせた保健所長が行い、その内容について許可した又は届出を受けた保健所長に文書で通知すること。
- (3) 許可した又は届出を受けた保健所長以外の保健所長が、前記(1)の行政処分を必要と認めるときは、許可した又は届出を受けた保健所長に対しその旨通報すること。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成18年10月1日から適用する。

(経過規定)

2. この要領の施行の日の前日までに、すでに青森県より「自動車による食品の移動営業に関する取扱要領（平成17年4月1日）」により営業の許可を受けている者は、この要領の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1. この要領は令和3年6月1日から適用する。

2. 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）に基づき、この要領の施行期日以前に営業許可を受けた者にあつては、その営業許可の有効期間満了の日までは、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和8年4月1日から適用する。

(経過規定)

2. この要領の施行期日以前に営業許可を受けた者にあつては、改正後の要領第6条第2項第3号の規定にかかわらず、その営業許可の有効期間満了の日までは、営業許可の有効範囲を従前のおりとする。
3. この要領の施行期日以前に営業届出を行った者にあつては、改正後の要領第6条第3項の規定は適用しない。